

# 第 87 回東京箱根間往復大学駅伝競走競技実施要項

## [1] 概 要

1. 服 装  
ナンバーカード  
タ ス キ
  - ① 各チーム統一のランニング用シャツ（大学名・マークは統一とするが、袖の長さは競技者によって異なっても良い）と統一のランニング用パンツを使用し、胸と背部に大会本部指定のナンバーカードを取り付けること。トレーニングシャツ等着用の場合も同様とする。ただし、選抜チームは所属校のシャツ、パンツの着用を認める。
  - ② 各チームとも、事前に本連盟に提出した各チーム独自のタスキ2本のうち、1本をスタートからフィニッシュまで中継する。残りの1本は大会本部で保管する。
  - ③ 繰り上げ出発のチームは、大会本部で用意する黄色と白色のストライプのタスキを使用する。ただし、5区、10区は各校独自のタスキを使用する。
2. 走 行 方 法
  - ① 各チーム各区分とも1人の競技者で競走し、伴走は一切認めない。
  - ② 各競技者とも走行は1区分に限る。
  - ③ 競技者は原則として車道の左側を走る。
  - ④ 競技者は、競技中にいかなる人の助力も受けてはならない。ただし、医師、医務員、審判員、補助員、監督、コーチが状態を確認するために一時的に競技者の身体に触れても手助けとはみなさない。
3. 走 行 不 可 能  
途 中 棄 権
  - ① 競技者が競技中に故障などによって走行困難となり、歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、本人がなおその競技続行の意思を持っていても、運営管理車に同乗の競技運営委員、走路管理員、監督またはコーチの三者合意により競技を中止させる。
  - ② 競技の中止は競技運営委員が赤旗をあげ、走者に通告することによって示す。  
故障などにより走行困難となり、競技を中止、途中棄権となった場合、その区分の前区分までの記録は公式に認められる。次区分からは、オープン参加として、繰り上げ出発により走行は許されるが、区分成績は認めない。
4. 抗 議
  - ① 本競技に関する抗議は、競技中または競技終了後、往路・復路ごとに当該日の成績を発表してから30分までこれを受け付ける。
  - ② 抗議は口頭によってでも出来るが、最終的に書面をもって審判長あるいは総務に提起するものとする。
5. 同タイムの順位  
繰り上げ出発等により、フィニッシュの着順が成績順位を示さない場合の同タイム校の順位決定は、区分上位者数の多少によるものとする。すなわち、まず区分1位の数で比較し、それが同数の場合は区分2位の数と、一つずつ順位を下げて数を比較し、多い方を上位とする。ただし、それでもなおすべて同数の同タイム校が複数になった場合は、すべて同順位とし、それが10位以内校の場合はすべてに翌年へのシード権を与える。
6. そ の 他  
禁止薬物の使用は厳禁とする。

## [2] 交通流動の円滑化及び事故防止対策

1. 中 継 所
  - ① 中継所におけるタスキの受け渡しは、車道以外の区域または車道左端で行う。
  - ② 中継所における繰り上げ出発は次の通りとする。  
往路・復路すべての中継所で先頭走者から20分遅れたチームは車両混雑が予想されるため、各中継所審判主任の裁定で前走者が到着しなくても次の走者を出発させる。（ただし、往路鶴見・戸塚中継所についてのみ10分とする）
  - ③ 復路のスタートは1位から10分以内の大学は時差出発を行い、その他の大学は1位校のスタートから10分後に同時出発する。
  - ④ 中継所交通整理
    - ア. 中継所は先頭走者到着1時間前に審判員を配置し、道路環境整備にあたる。
    - イ. 主催者は前もって中継所に広告板を用意し、走者の到着（予定時間）を明示する。
    - ウ. 車載無線、無線マイクロスピーカー等を活用して、中継所の広報活動を広範囲に行う。
    - エ. 中継線より前後50m（中継線より進行方向20mはタスキリレーゾーン）は、役員・競技者以外一切立入禁止とする。付き添い人のゾーン内立入りについては各中継所審判主任の指示に従うこと。
    - オ. 中継所の前後200m以内には、いかなる車両も止めてはならない。

2. 走行隊形 TV車、共同カメラ車、白バイ、競技者、運営管理車、緊急対応車①・②、医務車、ただし、大会本部車は適宜前後する。

3. 車両編成 本競技のために使用する車両は競技運営の円滑化と競技者の安全確保のため、必要最小限度の台数とする。

使用台数31台・オートバイ4台

①競技関係車両	使用台数：24台
	大会本部車1台、運営管理車20台、緊急対応車①・②各1台、医務車1台
②報道関係車両	使用台数7台 オートバイ4台
	テレビ中継車2台、ラジオ放送車1台、共同カメラ車（小型トラック）1台
	読売新聞社2台、報知新聞社1台 テレビオートバイ4台

4. 沿道における交通整理 ① 沿道における交通整理員（走路員）として学生及び審判員を配置し、現場の警察官の指示に従う。  
② 災害時または緊急自動車接近の際は、一切現場警察官の指示に従う。

5. その他 警視庁、神奈川県警本部の道路使用許可条件に違反した場合、及び各大学並びにその関係者が、他の一般人あるいは当駅伝競走に対して迷惑行為を行った場合は、出場チームに相応の罰則を与える。